

# 機体損傷補償サポートについて

- 機体損傷補償サポート

- ① 保険対象商品

- 1) 弊社より購入頂いた機体のみ対象。(機体シリアルナンバーにて管理)

- 機体本体・付属機器(各種センサー、コントロールユニット、プロポ等)及び付属設備(カメラ、ジンバル、バッテリー等)全機種が対象。ただし、納入時構成以外(他社購入品)の付属品は対象外となります。

- 2) 弊社からの納入時、「安全操縦講習」の受講が条件。

- ② 保険有効期間

- 機体お引渡しから1年間。

- ④ 2年目以降の保険

- 対象商品(お客様選択)により見積もり致します。

- プロペラ、バッテリー等の消耗品は対象外となります。

- 損害賠償保険(対人・対物1億円)

- 業務中の事故にも対応した損害賠償保険に加入できます。

- 機体損傷・修理保険

- 機体損傷・修理保険も準備しています。(機体本体のみが対象)

- (カメラ・カメラマウントなど、対象外となります。)

# 賠償責任補償制度の概要

(正式名称:施設所有(管理)者賠償責任保険)

DJI商品購入者向け

本製品のご購入者は、1年間無償で以下の補償が受けられます。

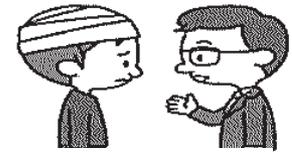
※ 購入後1週間以内に登録手続きください。登録手続きがない場合は、補償が受けられませんのでご注意ください。

## 【1. 補償の概要】

日本国内において対象の無人航空機の所有・使用・管理に起因して第三者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じたとき、その賠償金を補償します。

### 《補償を受けられる主な場合》

- ◆操作ミスにより機体が落下し、通行人を負傷させてしまった
- ◆着地操作を誤り機体が駐車していた車に接触し、破損させてしまった



補償の区分	補償限度額 (1名につき)	補償限度額 (1事故につき)	自己負担額(1事故につき)
対人賠償	1億円	1億円	5万円
対物賠償	—	5,000万円	5万円

## 【2. 主な補償の種類】

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③争訟費用	損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

【3. 補償を受けられない主な場合】 ※ 被保険者とはこの保険の補償対象者をいいます。

- ◆被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ◆対象製品の修理、改造に起因する損害
- ◆戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等に起因する損害賠償責任
- ◆直接であると間接であるとを問わずテロ行為等によって発生した損害
- ◆被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ◆その他三井住友海上の施設所有（管理）者賠償責任保険の保険金を支払わない場合に該当する場合
- ◆被保険者が所有、使用または管理する財物についての損害
- ◆被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ◆地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者以外の方が受けた賠償責任
- ◆日本国外において生じた損害

【制度の対象者】

機体を事業活動に使用するユーザー（ホビーのみに使用するユーザーは対象外）

※ 一部事業活動に使用するユーザー、撮影した映像をWEBに投稿し広告収入を得るユーザーは対象になります。

【補償を受けられる方（被保険者）】

対象製品をご購入され「登録票」に記入いただいた方のみ（個人・法人問わず）

※ 個人の場合は本人のみ。法人の場合は代表者に限らず、従業員が使用し法人が賠償責任を負う場合も補償されます。

【補償対象となる製品】

今回ご購入いただいた対象製品のみ（※ 複数台ご購入の場合は、全ての製品を登録ください。）

【補償期間】

登録票到着日の 翌月10日の午前0時から1年間 ※ 後日送付する「被保険者証」にて必ずご確認ください。

【取扱代理店】 **ダイヤル・サービス株式会社** DJI賠償責任補償制度 担当

〒102-8018 東京都千代田区三番町6-2 三番町弥生館4階

TEL：03-5276-9977 / FAX：050-3730-8555

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1